

村上市立平林小学校いじめ防止基本方針

平成31年 月策定

令和2年4月施行

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）の第13条により、村上市立平林小学校の全ての児童が安心かつ充実した学校生活を送ることができるよう策定するものである。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するものであり、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるものである。また、生命や心身に重大な危険を生じさせる許されない行為である。

「いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全ての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で務めていかなければならない。

3 いじめの防止について

（1）基本姿勢

いじめ防止のために、以下のような姿勢で臨むものとする。

- いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- 児童・教職員の人権感覚を高め、校内の温かな人間関係を築く。
- 早期発見のために、様々な手段を講じる。
- 当該児童の安全を保障し、家庭・地域・関係機関と協力をして、早期解決にあたる。

（2）いじめ未然防止のための取組

ア いじめを許さない、見逃がさない雰囲気づくり

- 全校でソーシャルスキル教育を計画的・継続的に実施し、望ましい人間関係づくりを進める。
- 中学校のいじめ見逃しゼロスルール集会に高学年児童が参加し、意識の向上を図る。

イ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動の推進

- 人とのかかわりながら学ぶ子どもの育成を図る。
主体的・対話的で深い学びを追求する授業を展開する中で、児童がかかわり合いながら思いや願いを交流させることで、互いに認め合い高め合う学習を推進する。
- 縦割り班活動を通して責任感を育成する。
- 通学、行事、清掃活動など、様々な活動において高学年リーダーを中心とした縦割り班を基本の活動形態として設定し、役割分担をし、協力し合う意識の醸成を図る。

ウ 児童・教職員の人権感覚の向上及び校内の温かな人間関係の構築

- 人権・同和問題学習「平小プラン」に基づき、人権教育、同和教育を推進する。
 - ・ 各学年の年間指導計画に基づき、人権・同和問題学習を実施する。
 - ・ 人権・同和問題学習の授業を保護者や地域の人々に公開し、啓発する。
- 人権教育強調旬間を実施する

新潟県同和教育研究協議会の「生きる」シリーズを活用した指導案を作成し、授業を実施する。
- 人権教育、同和教育に関する職員研修を計画的に実施する。

年度初め（地域中心）と人権教育強調旬間（授業中心）の校内研修会を実施するとともに、中学校区及び郡市の研修会に全職員が参加する。

4 いじめの早期発見について

（１）いじめの早期発見の基本

いじめの早期発見の基本は、児童のささやかな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を磨くことが重要である。

（２）早期発見のための取組

ア 教職員間の情報交換の実施

週１回の職員終会及び、月１回の職員会議で、生徒指導上の問題についての情報交換を行い、全職員が情報を共有する。その他、必要に応じ、臨時で職員打ち合わせを行い、迅速に情報を共有する。

イ なかよしアンケートの実施

６月と１０月になかよしアンケートを行い、日常生活における児童の様子を把握する。

ウ 教育相談の実施

なかよしアンケートの結果に基づき、６月と１１月に全ての児童について教育相談を行う。

エ 保健日誌の活用

保健室に来室する児童の情報を記録、回覧し、情報を共有する。

オ 欠席児童への対応

児童が連続して２日以上欠席が続いた場合、電話連絡や家庭訪問を行い、欠席の背景にいじめがないかの確に把握する。

（３）いじめを認知したときの対応

- いじめを認知したときは、双方の保護者に事実を伝え、支援・助言にあたる。
- 事実確認により判明した情報は、関係者に適切に提供する。
- 教育委員会と緊密に連絡を取り、適切な対応を行う。また、犯罪行為と判断される事案の場合は、村上警察署、児童相談所、医療機関、法務局等と連携して対処する。
- 各種相談窓口の利用を検討する。

5 いじめへの対処について

（１）いじめ防止のための校内組織

【いじめ・不登校対策委員会】

いじめ・不登校の問題が発生した場合の対応策を検討し、問題の早期解決を図るとともに、いじめ・不登校に対する全校指導体制の確立を図るため、以下の機能を担う組織を

設置する。

① 構成員

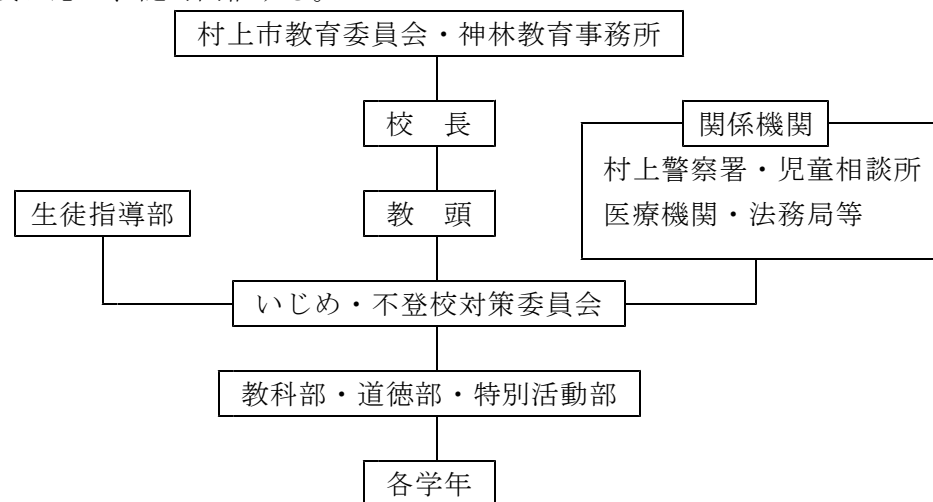
校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、当該児童学級担任

② 活動内容

- いじめの早期発見に関すること
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案への対応に関すること
- いじめが心身に及ぼす影響やいじめ問題に関する児童の理解を深め、アフターケアを行うこと

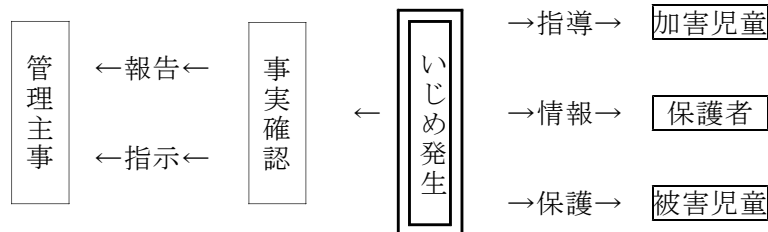
③ 開催

必要に応じ、随時開催する。



(1) いじめ発生等に対する措置

- ア いじめに関する相談を受け、あるいは兆候を発見した場合は、速やかに事実確認を行う。
- ・ 教育委員会管理主事へ速報を入れ、指示を受ける。
- イ いじめを確認した場合は、いじめをやめさせ、再発を防止する。
- ・ 被害児童の保護（見守り。必要に応じ、別室を確保する。）
 - ・ 加害児童への指導（複数職員、管理職の指導）
- ウ 双方の保護者と定期的に情報を交換し、対応を協議し、連携して対応する。
- エ その他の児童に、必要に応じ、説明と指導を行う。



(2) 重大事態への対応

ア 重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発祥した場合 等を想定

- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。)

イ 重大事態発生時の対応

教育委員会へ報告し、当該事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

○ 学校が調査主体となる場合

- ・ 組織による調査体制を整える。
- ・ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ・ 教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

○ 学校の設置者が調査主体となった場合

- ・ 設置者の調査組織に必要な資料提供など、調査に協力する。

6 いじめの解消

○ いじめの解消とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断される。

○ いじめ解消に向け、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるように集団づくりを進めながら取り組んでいく。

7 職員研修

ア 教師を視点にして

- ①授業改善によるわかる授業の推進 【研究主任】
- ②学習環境づくり 【研究主任】
- ③教師自身の人権感覚の醸成 【教頭・研修係】
- ④同僚性を生かした職場環境づくり 【教頭】
- ⑤情報モラル教育の実施 【情報教育部】【担任】

イ 児童を視点にして

- ①友人関係・集団づくり・社会性の育成 【担任・生徒指導主任・人権主任・全職員】
- ②Q-Uの実施と、結果を生かした、学級づくり。 【学級担任】

8 その他

- (1) 学校評価の中で、各項目・取組の評価を行う。(保護者アンケート・校内評価・学校関係者評価)
- (2) 学校評議員会、PTA理事会等で評価結果を説明し、意見を受ける。
- (3) 評価結果を学校だより等で地域、保護者に公開する。
- (4) 評価結果を基に、見直しを図る。
- (5) PTA総会や学年PTA等で基本方針を公表し、趣旨の理解を図る。